

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	報酬等の支払調書基礎データ	
行政機関等の名称	豊山町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部人事秘書課	
個人情報ファイルの利用目的	報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書の作成及び提出	
記録項目	郵便番号、住所又は居所、氏名、氏名カナ、支払内容（区分、細目、支払金額、源泉徴収税額）	
記録範囲	報酬等の支払いを受けた方	
記録情報の収集方法	支払いを行った担当部署からの報告	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）豊山町長	
	（所在地）愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄 2 6 0 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	☐ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	調整給付金台帳	
行政機関等の名称	豊山町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部税務課課税グループ	
個人情報ファイルの利用目的	調整給付金支給事務のため。	
記録項目	宛名番号、世帯番号、氏名、現住所地、電話番号、続柄、生年月日、住民でなくなった日、住民となった日、世帯情報、処理日、受付日、支給決定日、申請入力日、却下日、返戻日、振込日、給付金額及び算定根拠、口座情報、代理人情報	
記録範囲	令和 6 年度町県民税納税義務者	
記録情報の収集方法	住民情報システム、本人から	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	無	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 町長	
	(所在地) 西春日井郡豊山町大字豊場字新栄 2 6 0 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	不足額給付金台帳	
行政機関等の名称	豊山町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部税務課課税グループ	
個人情報ファイルの利用目的	調整給付金（不足額給付）支給事務のため。	
記録項目	宛名番号、世帯番号、氏名、現住所地、電話番号、続柄、生年月日、住民でなくなった日、住民となった日、世帯情報、処理日、受付日、支給決定日、申請入力日、却下日、返戻日、振込日、給付金額及び算定根拠、口座情報、代理人情報	
記録範囲	令和 7 年度町県民税納税義務者	
記録情報の収集方法	住民情報システム、中間サーバー、本人から	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	無	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）町長	
	（所在地）西春日井郡豊山町大字豊場字新栄 2 6 0 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	☐ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	課税台帳（個人住民税）	
行政機関等の名称	豊山町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部税務課課税グループ	
個人情報ファイルの利用目的	個人住民税の課税事務のため。	
記録項目	納税義務者情報（氏名、性別、生年月日、住所等）、所得・控除情報、本人・扶養関連情報、軽減・減免・免除情報、期割・発付情報、期割内訳情報、期割充当情報	
記録範囲	個人住民税の納税義務者	
記録情報の収集方法	税務署、事業所、年金支払者、他自治体、納税義務者、住民情報システムから	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	無	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）町長	
	（所在地）西春日井郡豊山町大字豊場字新栄 2 6 0 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	☐ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	事業所台帳	
行政機関等の名称	豊山町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部税務課課税グループ	
個人情報ファイルの利用目的	個人住民税の課税事務のため。	
記録項目	事業所基本情報（名称、所在地、電話番号等）、月別税額、特徴合計額、事業所内個人一覧	
記録範囲	個人住民税の特別徴収義務者	
記録情報の収集方法	宛名台帳システム、課税台帳システム（個人住民税）から	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	無	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）町長	
	（所在地）西春日井郡豊山町大字豊場字新栄 2 6 0 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	☐ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	土地課税台帳	
行政機関等の名称	豊山町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部税務課課税グループ	
個人情報ファイルの利用目的	固定資産税の課税事務のため。	
記録項目	基本情報（物件番号、所在地、所有者情報、納税義務者情報等）、評価情報、価額情報、特例情報、共有情報、登記情報、備考情報	
記録範囲	固定資産税の納税義務者	
記録情報の収集方法	住民情報システム、法務局、納税義務者から	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	法務局	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）町長	
	（所在地）西春日井郡豊山町大字豊場字新栄 2 6 0 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	☐ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	家屋課税台帳	
行政機関等の名称	豊山町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部税務課課税グループ	
個人情報ファイルの利用目的	固定資産税の課税事務のため。	
記録項目	基本情報（物件番号、現況所在、所有者情報、納税義務者情報等）、評価情報、価額情報、特例情報、共有情報、登記情報、概要調書情報、備考情報	
記録範囲	固定資産税の納税義務者	
記録情報の収集方法	住民情報システム、法務局、納税義務者から	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	法務局、名古屋北部県税事務所	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）町長	
	（所在地）西春日井郡豊山町大字豊場字新栄 2 6 0 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	償却資産課税台帳	
行政機関等の名称	豊山町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部税務課課税グループ	
個人情報ファイルの利用目的	固定資産税の課税事務のため。	
記録項目	基本情報（申告受付日、所有者情報、義務者情報等）、合計金額情報、特例・非課税情報、税額情報、備考情報	
記録範囲	町内に償却資産を所有する者	
記録情報の収集方法	住民情報システム、納税義務者から	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	無	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 町長	
	(所在地) 西春日井郡豊山町大字豊場字新栄 2 6 0 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	☐ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	賦課台帳	
行政機関等の名称	豊山町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部税務課課税グループ	
個人情報ファイルの利用目的	固定資産税の課税事務のため。	
記録項目	基本情報（異動年月日、義務者情報等）、税額情報、備考情報	
記録範囲	固定資産税の納税義務者	
記録情報の収集方法	住民情報システム、法務局、納税義務者から	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	無	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 町長	
	(所在地) 西春日井郡豊山町大字豊場字新栄 2 6 0 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	土地家屋名寄帳	
行政機関等の名称	豊山町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部税務課課税グループ	
個人情報ファイルの利用目的	固定資産税の課税事務のため。	
記録項目	義務者情報、資産情報、集計情報	
記録範囲	固定資産税の納税義務者	
記録情報の収集方法	住民情報システム、法務局、納税義務者から	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	無	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 町長	
	(所在地) 西春日井郡豊山町大字豊場字新栄 2 6 0 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	軽自動車台帳	
行政機関等の名称	豊山町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部税務課課税グループ	
個人情報ファイルの利用目的	軽自動車税の課税事務のため。	
記録項目	基本情報（管理番号、所有者情報、使用者情報等）、車両情報、課税情報、その他情報（旧納税義務者情報等）	
記録範囲	軽自動車税の納税義務者	
記録情報の収集方法	住民情報システム、納税義務者、一般社団法人全国軽自動車協会連合会から	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	無	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 町長	
	(所在地) 西春日井郡豊山町大字豊場字新栄 2 6 0 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	☐ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	統合滞納	
行政機関等の名称	豊山町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部税務課収納グループ	
個人情報ファイルの利用目的	滞納整理のため	
記録項目	宛名番号、世帯番号、氏名、住所、電話番号、続柄、生年月日、世帯情報、代理人情報、収納情報、処分情報、交渉記録、催告情報、分納情報	
記録範囲	～令和 8 年度各種税目納税義務者	
記録情報の収集方法	住民情報システム、本人から	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先	無	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 町長	
	(所在地) 西春日井郡豊山町大字豊場字新栄 260 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
備 考		